

令和5年3月吉日

全国柔道整復師統合協議会  
構成団体各位

全国柔道整復師統合協議会  
共同代表 岸野雅方 田中威勢夫

「整骨院」の名称使用存続に関する要望書について  
(署名活動のお願い)

謹啓

向春の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は弊会の活動にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて2月13日に開かれた『第9回あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会』（以下、広告検討会）で、施術所名称として「整骨院」を使用することを不可とすることが大筋で合意されました。

これについては、来年度以降にも適用される「広告ガイドライン」に盛り込まれる予定で、柔整師が新規開設する施術所では「〇〇整骨院」が使えなくなります。

広告検討会では、柔整業界からも会議メンバーが選出され、議論に加わっていますが、公益社団法人日本柔道整復師会からただ1名のみです。しかも、「整骨院」の名称使用の是非に関しては、「既に整骨院を使用している施術所については引き続きの使用を認めてほしいが、新規開設の場合は使用不可もしかたない」と述べ、「不可」を容認するような態度を示しています。これでは、全国7万人を超える全ての柔整師の意見を反映しているとはいえません。

「整骨院」は、柔整師の開設する施術所で「接骨院」と並んで広く使用されており、開設届においても保健所が承認しているのが現状です。ただ、厚労大臣告示をみれば、「ほねつぎ又は接骨」の表現のみが広告可能な範囲と規定されているため、広告検討会ではこの点を論点として「整骨院」の名称使用を今後認めないという結論を出そうとしています。

長年親しまれてきた「整骨院」の名称を柔整師が使えなくすることは、業界および国民にとって大きなダメージであり、また有資格者が名称を使えないことを理由に、リラクゼーション・整体などの無資格者が届出もせず整骨院を勝手に名乗り、これまでのイメージを利用しかねない事態も想定され、社会的混乱を招くことは必至です。

そこで当会としましては、全国の柔整師および患者さんが「整骨院」という名称使用をいかに望んでいるかという署名運動を行い、その結果をもって国に要望し、広告検討会の議論に反映させたいと考えております。

ご多忙の中、大変恐縮ではございますが、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

## 記

(署名様式のご提出方法)

- ① 請求代行団体様から各施術所へ QR の内容を周知の上、情報提供して頂き、署名を頂く（柔整師、関係者、家族、患者を問わず）。
- ② 構成団体様で取りまとめて、締切日までに弊社宛に、スマホカメラなどで撮影した要望書写真データをメール添付する。
- ③ 弊社への提出締切日は、令和5年4月28日（金）までとさせていただきます。



(オンライン署名活動)

- ① 右 QR を読み取り Change.org 内の「『整骨院』の名称使用に賛同する」にアクセス。
- ② 指示に従って賛同をお願いします。
- ③ 別添の QR 入り呼びかけ資料を参考に患者などに広く呼びかけをお願いします。



「整骨院」の名称使用存続に関する要望書

私は、以下の2点に賛同します。

- ①柔道整復師が「整骨院」という名称で今後も開設できること
- ②厚生労働大臣告示の文言を「ほねつぎ（または接骨、整骨）」に変更すること

住所	氏名

注) 本人直筆による署名の場合、住所記載は任意です。

『整骨院』の名称存続のための  
署名活動に  
ご協力お願いします



<https://www.change.org/keep-seikotsuin/>

---

院長